

令和２年度
千代田区公契約条例に係る
アンケート調査
＜報告書＞

令和３年３月
千代田区

目 次

I 調査の概要

1. 調査目的	1
2. 調査設計	1
3. 調査項目	1
4. 回収結果	1

II 調査の結果

1. 従事者等への公契約条例の周知方法	2
2. 周知カードによる周知方法の事務負担	3
3. 公契約条例に関する相談や問い合わせの有無	4
4. 公契約条例適用による事務負担	5
5. 労務台帳の作成を毎月から四半期毎に変更による事務負担の軽減	6
6. 事務負担軽減のための方法	7
7. 賃金を上げた従事者の有無	8
8. 賃金を上げた従事者の割合	9
9. 従事者の労働意欲向上への効果	10
10. 従事者の生活安定への結び付き	11
11. 下請負者の従事者の社会保険加入の確認方法	12
12. 一人親方となっている従事者の社会保険加入の必要の有無の確認方法	13
13. 適用案件に従事する従事者の人数・構成	14
14. 千代田区公契約条例に関しての意見・要望	15
15. 賃金実態	
(1) 工事請負契約 平成29年度契約分	16
(2) 工事請負契約 平成30年度契約分	17
(3) 工事請負契約 令和元年度契約分	18
(4) 工事請負契約 令和2年度契約分	19
(4) 業務委託契約	20
(5) 指定管理協定	20
16. 業務従事者の日本国籍以外の国籍	21

III 使用した調査票

1. 工事請負契約	22
2. 業務委託契約	26
3. 指定管理協定	30

I 調査の概要

1. 調査目的

平成26年10月に施行した千代田区公契約条例の対象従事者の賃金実態及び労働環境の変化などを把握し、今後の条例の対象範囲、賃金下限額の設定及び条例の周知方法などを検討するための基礎資料とする。

2. 調査設計

- (1) 調査対象 工事請負契約の受注者13者
業務委託契約の受注者36者
指定管理協定の受託者8者 合計57者
- (2) 調査方法 郵送配布・郵送回収法
- (3) 調査期間 令和2年12月21日～令和3年1月20日

3. 調査項目

- (1) 従事者等への公契約条例の周知方法（問1）
- (2) 周知カードによる周知方法の事務負担（問2）
- (3) 公契約条例に関する相談や問い合わせの有無（問3）
- (4) 公契約条例適用による事務負担（問4）
- (5) 労務台帳の作成を毎月から四半期毎に変更による事務負担の軽減（問4－1）
- (6) 事務負担軽減のための方法（問5）
- (7) 賃金を上げた従事者の有無（問6）
- (8) 賃金を上げた従事者の割合（問6－1）
- (9) 従事者の労働意欲向上への効果（問7）
- (10) 従事者の生活安定への結び付き（問8）
- (11) 下請負者の従事者の社会保険加入の確認方法（問9）
- (12) 一人親方となっている従事者の社会保険加入の必要の有無の確認方法
（工事請負契約：問10）
- (13) 適用案件に従事する従事者の人数・構成（業務委託契約及び指定管理協定：問10）
- (14) 千代田区公契約条例に関しての意見・要望（問11）
- (15) 賃金実態（工事請負契約、業務委託契約及び指定管理協定）
- (16) 業務従事者の日本国籍以外の国籍（工事請負契約、業務委託契約及び指定管理協定）

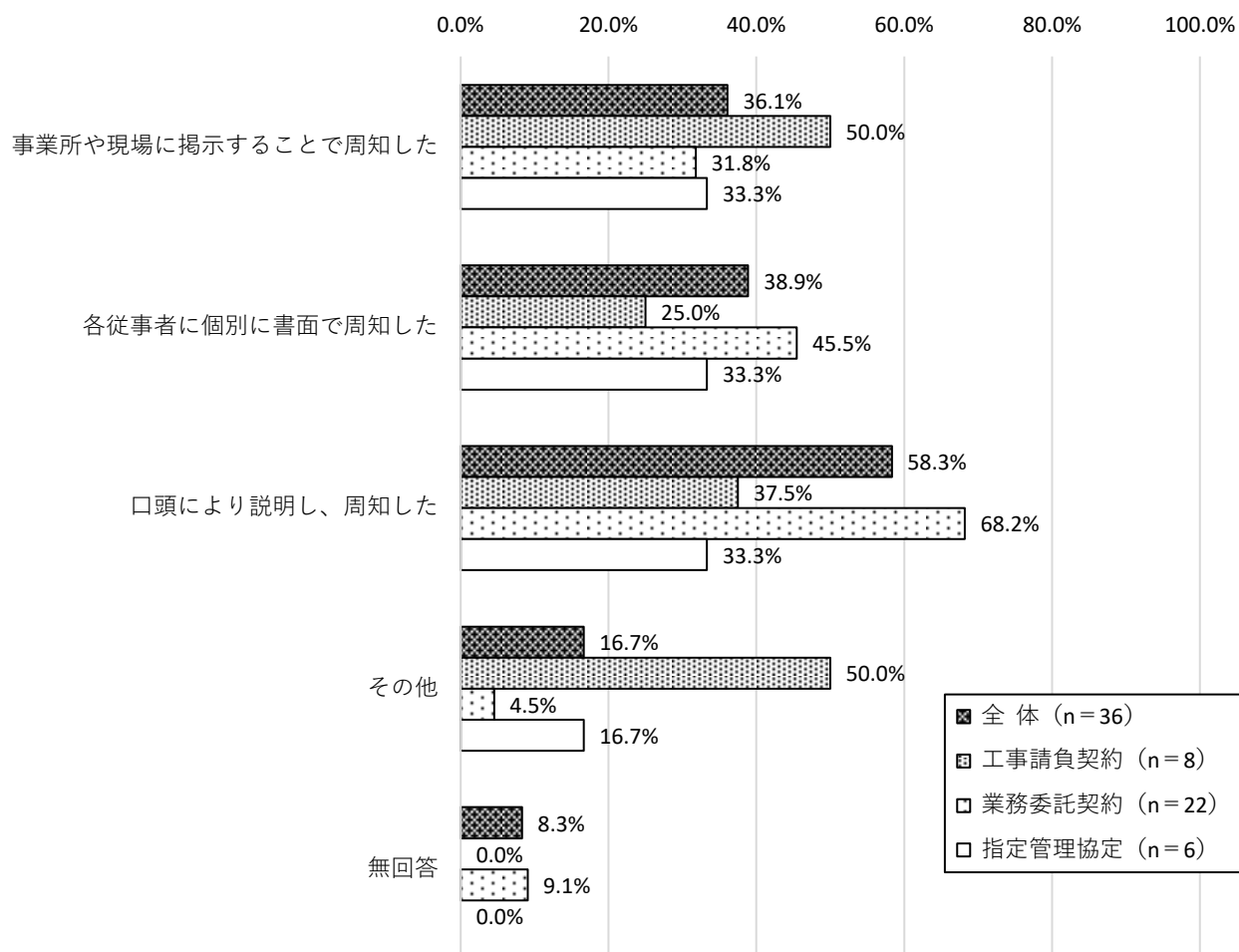
4. 回収結果

	標 本 数	有効回収数	有効回収率
全 体	57	36	63.2%
工事請負契約の受注者	13	8	61.5%
業務委託契約の受注者	36	22	61.1%
指定管理協定の受託者	8	6	75.0%

Ⅱ 調査の結果

1. 従事者等への公契約条例の周知方法（問1）

問1 公契約条例が適用される従事者等の範囲や賃金下限額など、従事者等へ周知すべき事項について、どのような手法で周知しましたか。（〇はいくつでも）



従事者等への公契約条例の周知方法を〈全体〉でみると、「口頭により説明し、周知した」が58.3%で最も高く、次いで「各従事者に個別に書面で周知した」が38.9%、「事業所や現場に掲示することで周知した」が36.1%の順となっている。

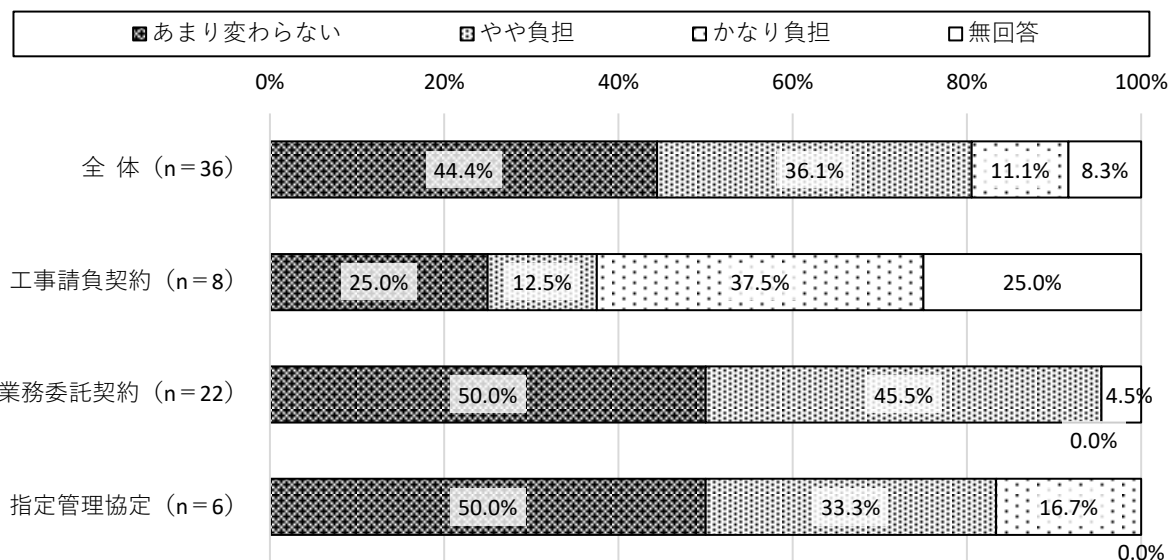
また、「その他」への回答として、〈工事請負契約〉では「1～3を実施する予定」、「工事が開始前の為、周知せず、現場事務所のみ理解」、「現場へ新規入場する際に個別に書面にて周知する予定」があげられている。

〈業務委託契約〉では「周知カードを配布」、「カードを渡した」があげられている。

〈指定管理協定〉では「上記いずれかの方法でコンソーシアム各社が対応」があげられている。

2. 周知カードによる周知方法の事務負担（問2）

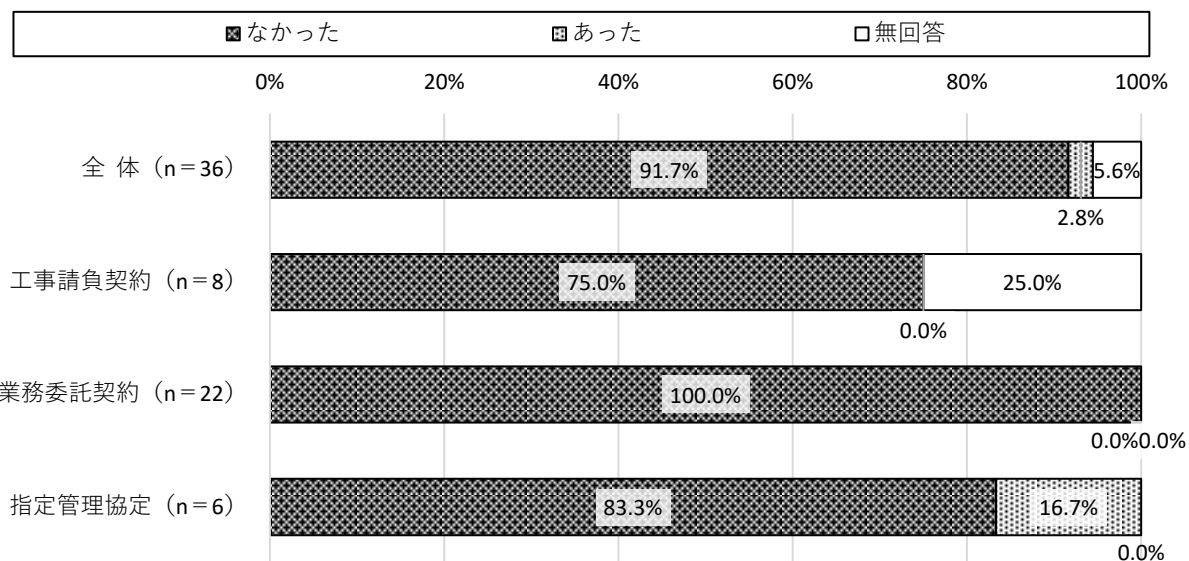
問2 公契約条例の周知にあたって周知カード（別紙見本・区が作成して受注者へ送付。従事者受領時、別紙確認書への署名）による周知方法を導入していますが、これはポスターやチラシに比べて事務の負担はどの程度ですか。（○は1つ）



周知カードによる周知方法の事務負担を〈全体〉で見ると、「あまり変わらない」が44.4%で最も高く、次いで「やや負担」が36.1%、「かなり負担」が11.1%の順となっている。

3. 公契約条例に関する相談や問い合わせの有無（問3）

問3 従事者等から、公契約条例に関すること（賃金・従事者の範囲等）で相談や問い合わせを受けたことがありますか。（〇は1つ）



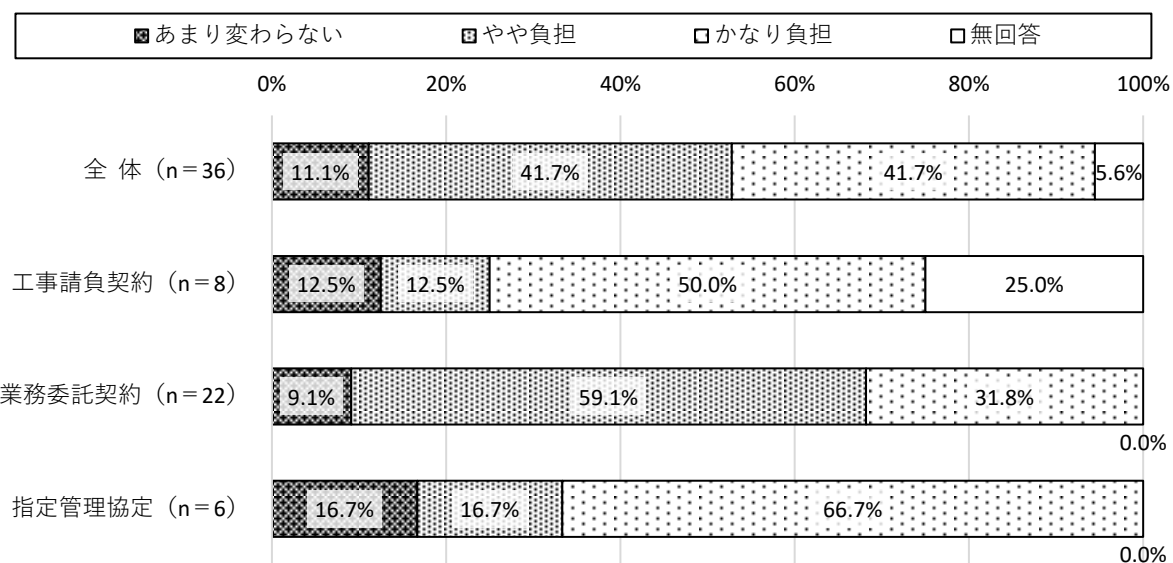
公契約条例に関する相談や問い合わせの有無を〈全体〉でみると、「なかった」が91.7%、「あった」が2.8%となっている。

また、「あった」と答えた方の具体的内容として、〈指定管理協定〉では「新規の面接時」があげられている。

4. 公契約条例適用による事務負担（問4）

問4 公契約条例が適用され、労務台帳等の作成などの事務は負担になっていますか。

（○は1つ）

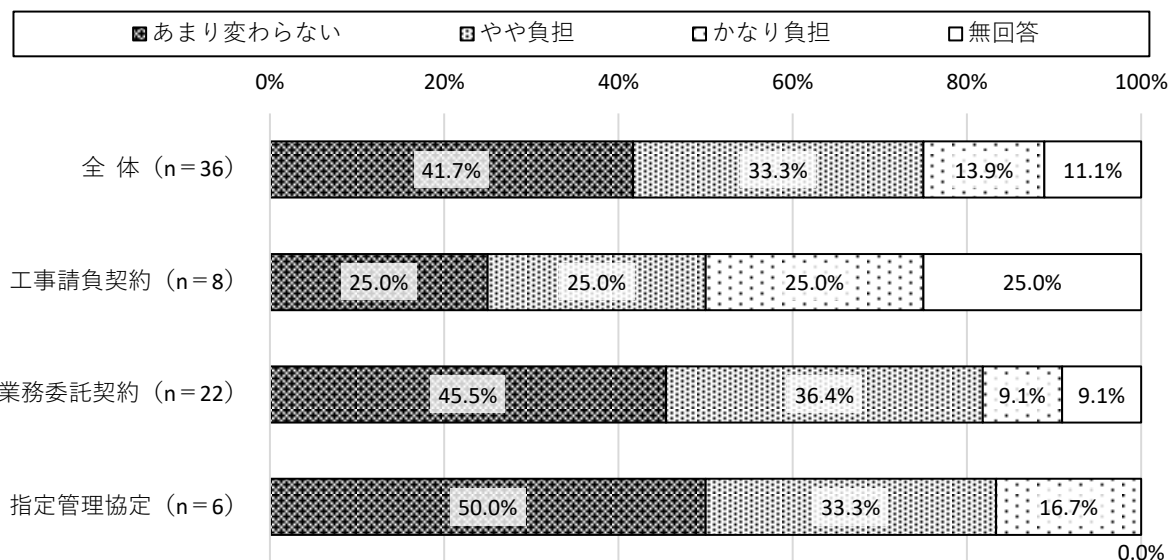


公契約条例適用による事務負担を〈全体〉で見ると、「やや負担」、「かなり負担」がそれぞれ41.7%で最も高く、次いで「あまり変わらない」が11.1%の順となっている。

5. 労務台帳の作成を毎月から四半期毎に変更による事務負担の軽減（問４－１）

問４－１ 令和２年度から全員分の労務台帳の作成を毎月から四半期毎（それ以外の月は新規従事者のみ）に変更しましたが、事務負担は軽減されましたか。

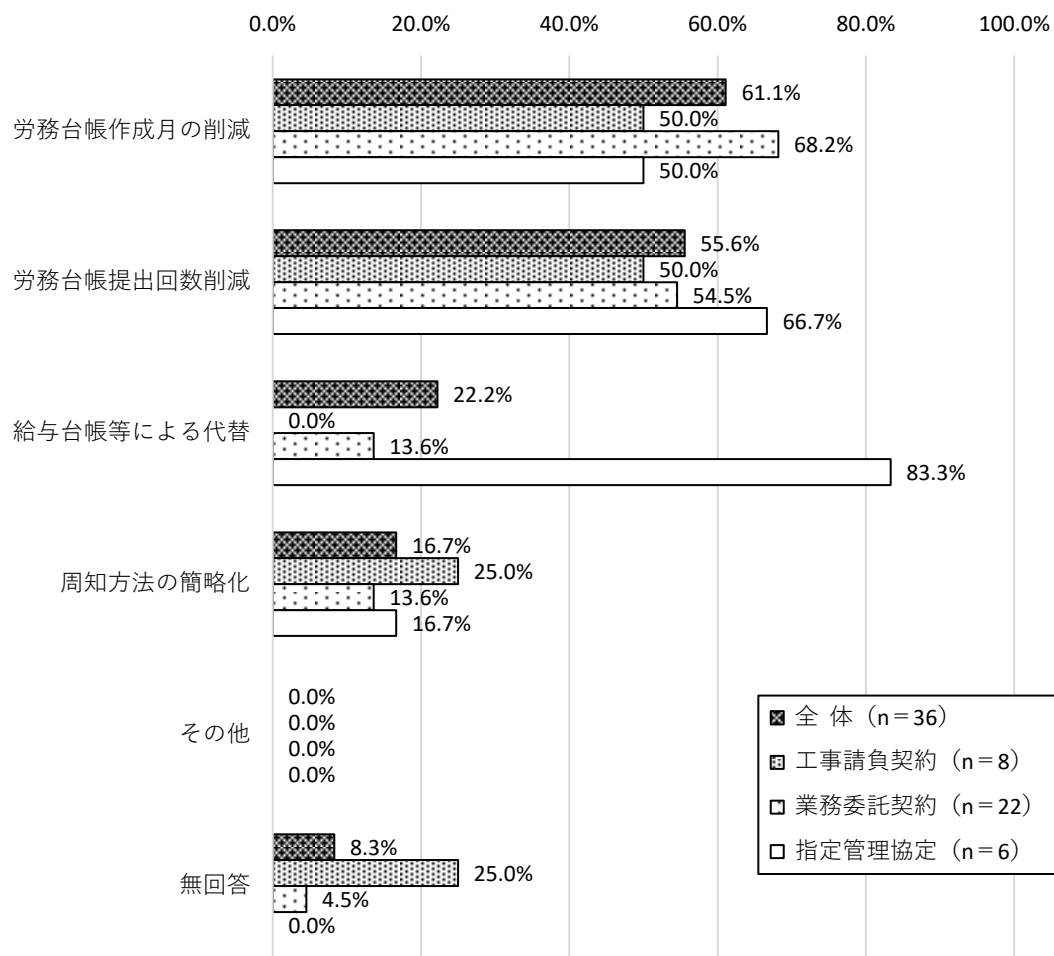
（○は１つ）



労務台帳の作成を毎月から四半期毎の変更による事務負担の軽減を〈全体〉で見ると、「あまり変わらない」が41.7%で最も高く、次いで「やや負担」が33.3%、「かなり負担」が13.9%の順となっている。

6. 事務負担軽減のための方法（問5）

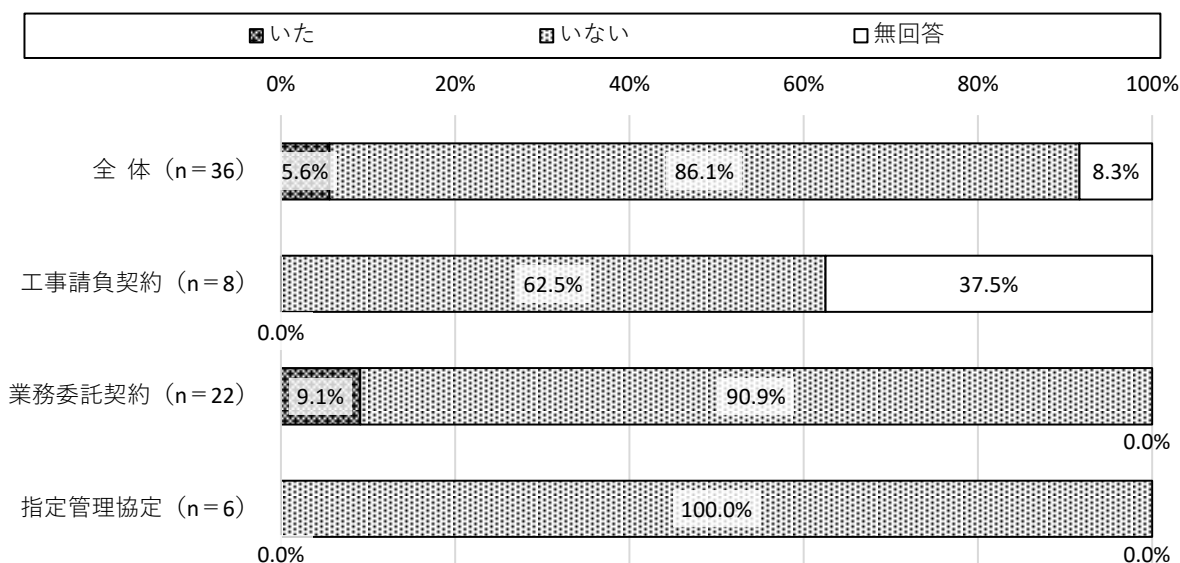
問5 事務負担の軽減のためにどのような方法が適当ですか。（〇はいくつでも）



事務負担軽減のための方法を〈全体〉でみると、「労務台帳作成月の削減」が61.1%で最も高く、次いで「労務台帳提出回数削減」が55.6%、「給与台帳等による代替」が22.2%、「周知方法の簡略化」が16.7%の順となっている。

7. 賃金を上げた従事者の有無（問6）

問6 公契約条例の適用を受け、賃金下限額を下回らないように賃金を上げた従事者はいましたか。（○は1つ）

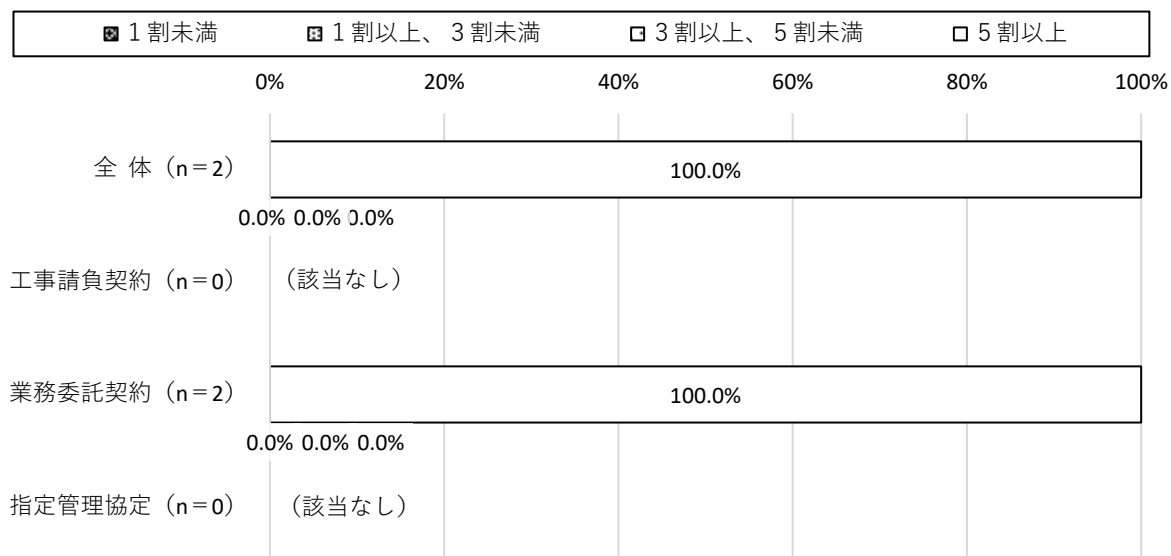


賃金を上げた従事者の有無を〈全体〉でみると、「いた」が5.6%、「いない」が86.1%となっている。

8. 賃金を上げた従事者の割合（問6－1）

（賃金を上げた従事者が「いた」とお答えの方に）

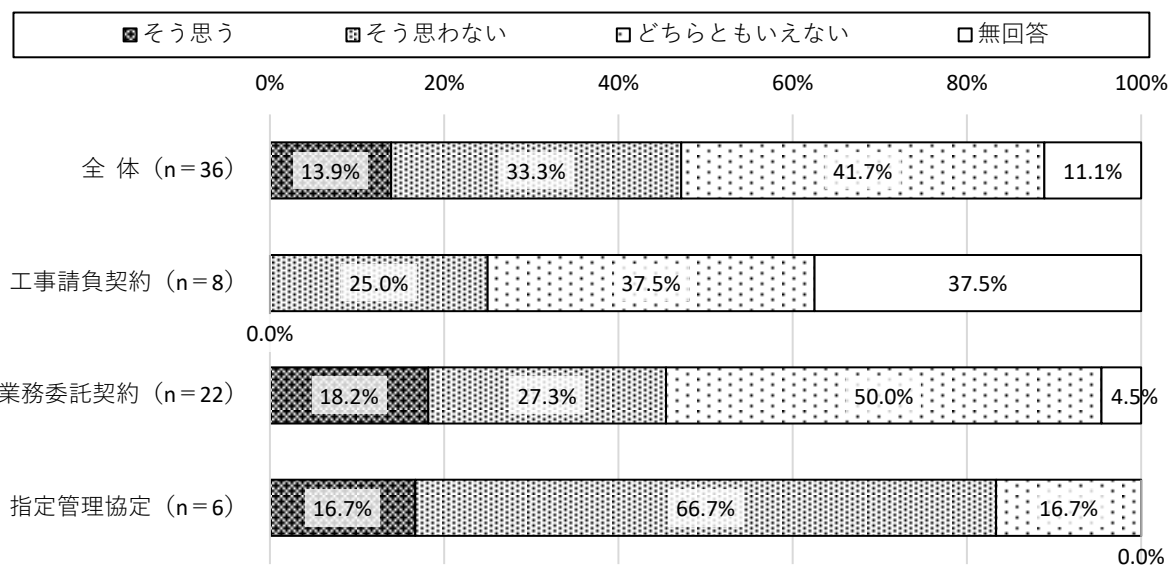
問6－1 賃金を上げた従事者がいた場合、全体の従事者の何割に相当しますか。（○は1つ）



賃金を上げた従事者が「いた」と答えた方（業務委託契約：2件）の従事者の割合を〈全体〉で見ると、「5割以上」のみとなっている。

9. 従事者の労働意欲向上への効果（問7）

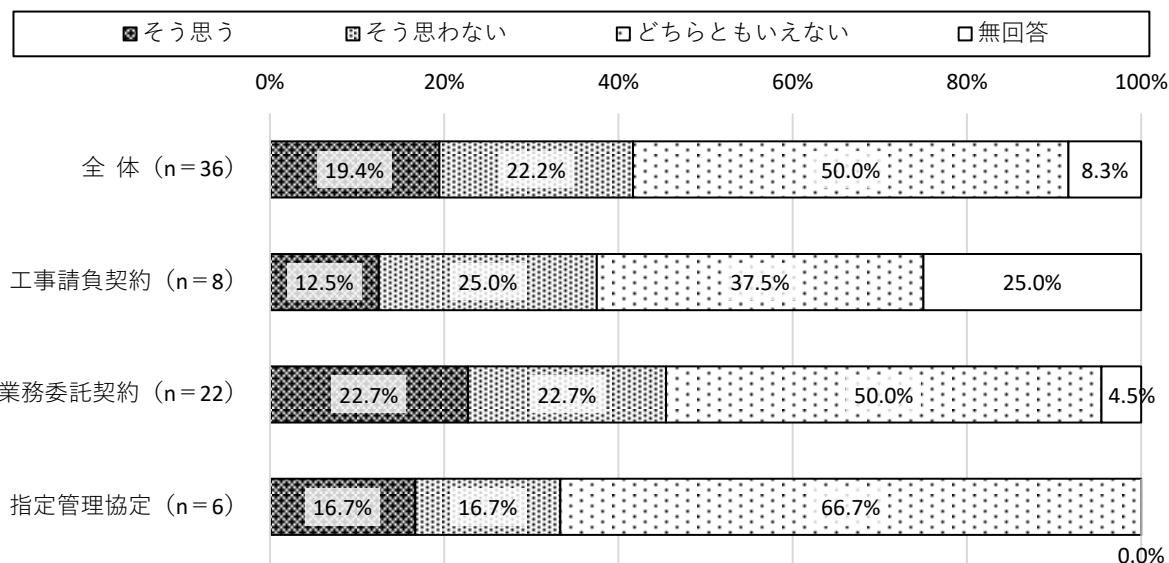
問7 公契約条例は、従事者の労働意欲の向上に効果があったと思いますか。（○は1つ）



従事者の労働意欲向上への効果を〈全体〉でみると、「どちらともいえない」が41.7%で最も高く、次いで「そう思わない」が33.3%、「そう思う」が13.9%となっている。

10. 従事者の生活安定への結び付き（問8）

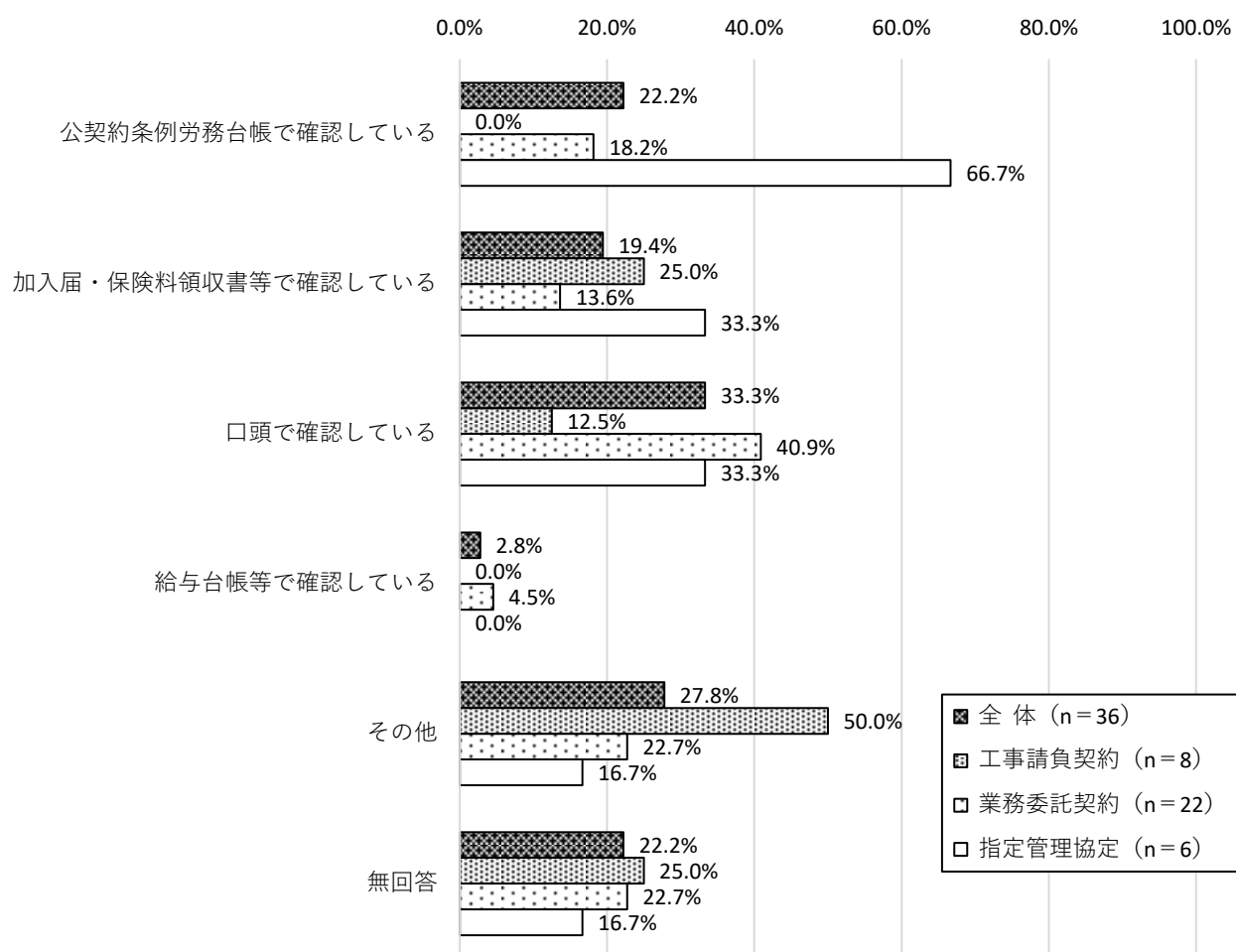
問8 事業が公契約条例対象案件となったことで、今後、従事者の労働条件が改善し、従事者の生活安定に結び付くと思われますか。（○は1つ）



従事者の生活安定への結び付きを〈全体〉でみると、「どちらともいえない」が50.0%で最も高く、次いで「そう思わない」が22.2%、「そう思う」が19.4%となっている。

11. 下請負者の従事者の社会保険加入の確認方法（問9）

問9 下請負者（協力会社）の従事者の社会保険の加入はどのような方法で確認していますか。
（○はいくつでも）



下請負者の従事者の社会保険加入の確認方法を〈全体〉でみると、「口頭で確認している」が33.3%で最も高く、次いで「公契約条例労務台帳で確認している」が22.2%、「加入届・保険料領収書等で確認している」が19.4%、「給与台帳等で確認している」が2.8%の順となっている。

また、「その他」への回答として、〈工事請負契約〉では「労務安全に関する提出書類」、「取引先調書」、「施工体制台帳」、「弊社仕様の「自社業態申告書」（三ヵ年毎に更新）にて確認している」があげられている。

〈業務委託契約〉では「下請業者（協力会社）なし」（5件）があげられている。

〈指定管理協定〉では「見積書」があげられている。

12. 一人親方となっている従事者の社会保険加入の必要の有無の確認方法

(工事請負契約：問10)

(工事請負契約：問10)

一人親方となっている従事者の社会保険の加入の必要の有無はどのような方法で確認していますか。(ご自由にご記載ください。)

工事請負契約の受注者5者から回答があった。

- 労務安全に関する提出書類
- 加入届等書面での確認
- 口頭で確認している
- 入場前に書類（コピー）を提出してもらってる
- 現場への新規入場の際に加入の有無を確認する様にしている

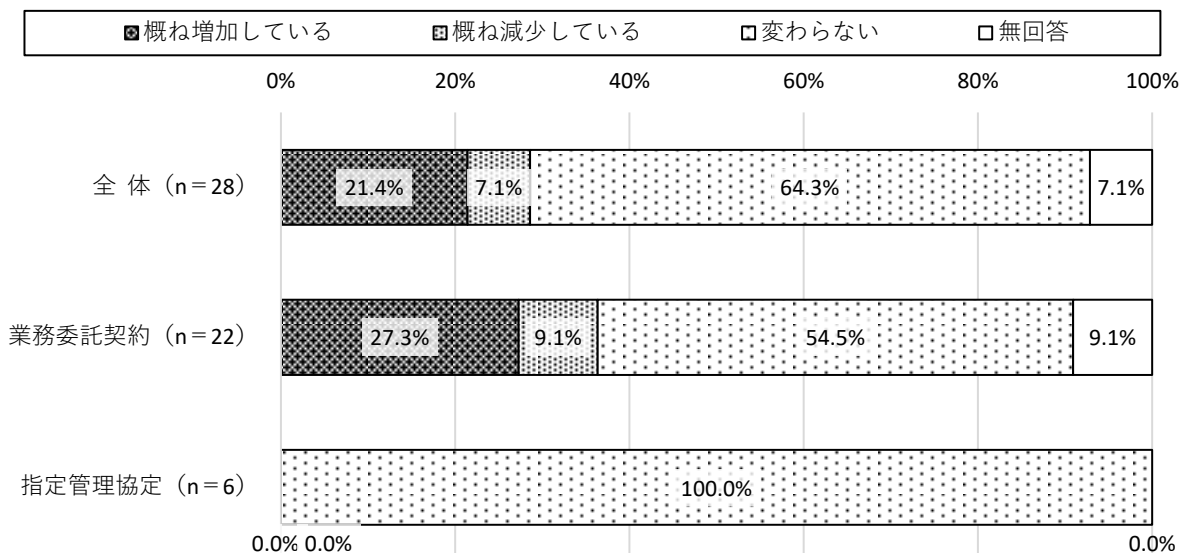
13. 適用案件に従事する従事者の人数・構成（業務委託契約及び指定管理協定：問10）

（業務委託契約及び指定管理協定：問10）

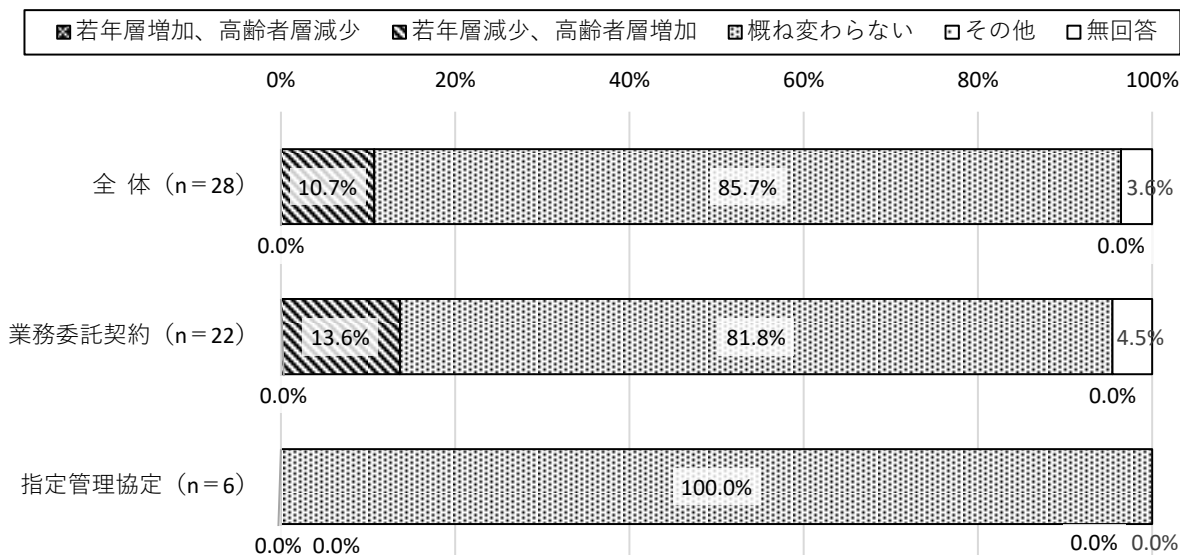
適用案件に従事する従事者の人数や構成は、昨年度と比較して変動していますか。

（それぞれ〇は1つ）

① 従事者の人数



② 従事者の構成



適用案件に従事する従事者の人数を〈全体〉でみると、「変わらない」が64.3%で最も高く、次いで「概ね増加している」が21.4%、「概ね減少している」が7.1%となっている。

また、従事者の構成を〈全体〉でみると、「概ね変わらない」が85.7%で最も高く、次いで「若年層減少、高齢者層増加」が10.7%となっている。

14. 千代田区公契約条例についての意見・要望（問11）

問11 その他、千代田区公契約条例についてご意見・ご要望等ございましたら、ご自由にご記載ください。

業務委託契約の受注者1者、指定管理協定の受託者1者から回答があった。

〈業務委託契約〉

- 毎月の社会保険料の領収書（写）が負担になっている

〈指定管理協定〉

- 必要性も含め改善を希望する

15. 賃金実態

(1) 工事請負契約 平成29年度契約分 ※令和2年8月現在

No.	職種	従事者数(人)	H29 設計労務単価 (A)	最低		最高		平均	
				時給(B)	(B)/(A)	時給(C)	(C)/(A)	時給(D)	(D)/(A)
1	特殊作業員	0	2,825	0	0%	0	0%	0	0%
2	普通作業員	0	2,463	0	0%	0	0%	0	0%
3	軽作業員	0	1,763	0	0%	0	0%	0	0%
4	造園工	0	2,513	0	0%	0	0%	0	0%
5	法面工	0	3,213	0	0%	0	0%	0	0%
6	とび工	0	3,238	0	0%	0	0%	0	0%
7	石工	0	3,225	0	0%	0	0%	0	0%
8	ブロック工	0	2,988	0	0%	0	0%	0	0%
9	電工	3	2,988	3,100	104%	3,200	107%	3,150	105%
10	鉄筋工	0	3,263	0	0%	0	0%	0	0%
11	鉄骨工	0	3,050	0	0%	0	0%	0	0%
12	塗装工	0	3,350	0	0%	0	0%	0	0%
13	溶接工	0	3,588	0	0%	0	0%	0	0%
14	運転手 (特殊)	0	2,775	0	0%	0	0%	0	0%
15	運転手 (一般)	0	2,300	0	0%	0	0%	0	0%
16	潜かん工	0	3,563	0	0%	0	0%	0	0%
17	潜かん世話役	0	4,213	0	0%	0	0%	0	0%
18	さく岩工	0	3,375	0	0%	0	0%	0	0%
19	橋りょう特殊工	0	3,563	0	0%	0	0%	0	0%
20	橋りょう塗装工	0	3,700	0	0%	0	0%	0	0%
21	橋りょう世話役	0	4,075	0	0%	0	0%	0	0%
22	土木一般世話役	0	2,913	0	0%	0	0%	0	0%
23	高級船員	0	3,450	0	0%	0	0%	0	0%
24	普通船員	0	2,725	0	0%	0	0%	0	0%
25	潜水士	0	4,863	0	0%	0	0%	0	0%
26	潜水連絡員	0	3,350	0	0%	0	0%	0	0%
27	潜水送気員	0	3,325	0	0%	0	0%	0	0%
28	型わく工	0	3,088	0	0%	0	0%	0	0%
29	大工	0	3,038	0	0%	0	0%	0	0%
30	左官	0	3,275	0	0%	0	0%	0	0%
31	配管工	0	2,613	0	0%	0	0%	0	0%
32	はつり工	0	2,975	0	0%	0	0%	0	0%
33	防水工	0	3,550	0	0%	0	0%	0	0%
34	板金工	0	3,300	0	0%	0	0%	0	0%
35	タイル工	0	2,700	0	0%	0	0%	0	0%
36	サッシ工	0	3,038	0	0%	0	0%	0	0%
37	内装工	0	3,275	0	0%	0	0%	0	0%
38	ガラス工	0	2,950	0	0%	0	0%	0	0%
39	建具工	0	2,888	0	0%	0	0%	0	0%
40	ダクト工	0	2,588	0	0%	0	0%	0	0%
41	保温工	0	2,625	0	0%	0	0%	0	0%
42	建築ブロック工	0	2,788	0	0%	0	0%	0	0%
43	設備機械工	0	2,663	0	0%	0	0%	0	0%
44	交通誘導警備員 A	0	1,738	0	0%	0	0%	0	0%
45	交通誘導警備員 B	0	1,500	0	0%	0	0%	0	0%

(2) 工事請負契約 平成30年度契約分 ※令和2年8月現在

No.	職種	従事者数(人)	H30 設計労務単価 (A)	最低		最高		平均	
				時給(B)	(B)/(A)	時給(C)	(C)/(A)	時給(D)	(D)/(A)
1	特殊作業員	7	2,900	2,637	91%	6,039	208%	3,378	116%
2	普通作業員	71	2,525	2,176	86%	19,000	752%	3,147	125%
3	軽作業員	23	1,813	1,594	88%	2,791	154%	2,017	111%
4	造園工	0	2,600	0	0%	0	0%	0	0%
5	法面工	0	3,275	0	0%	0	0%	0	0%
6	とび工	31	3,300	2,897	88%	7,857	238%	3,860	117%
7	石工	0	3,350	0	0%	0	0%	0	0%
8	ブロック工	6	3,100	4,000	129%	4,000	129%	4,000	129%
9	電工	484	3,025	3,150	104%	3,157	104%	3,154	104%
10	鉄筋工	0	3,325	0	0%	0	0%	0	0%
11	鉄骨工	5	3,100	2,666	86%	2,735	88%	2,680	86%
12	塗装工	8	3,413	2,940	86%	4,265	125%	3,393	99%
13	溶接工	0	3,650	0	0%	0	0%	0	0%
14	運転手(特殊)	2	2,850	2,574	90%	3,280	115%	2,927	103%
15	運転手(一般)	0	2,363	0	0%	0	0%	0	0%
16	潜かん工	0	3,625	0	0%	0	0%	0	0%
17	潜かん世話役	0	4,288	0	0%	0	0%	0	0%
18	さく岩工	0	3,438	0	0%	0	0%	0	0%
19	橋りょう特殊工	0	3,625	0	0%	0	0%	0	0%
20	橋りょう塗装工	0	3,763	0	0%	0	0%	0	0%
21	橋りょう世話役	0	4,150	0	0%	0	0%	0	0%
22	土木一般世話役	0	3,025	0	0%	0	0%	0	0%
23	高級船員	0	3,575	0	0%	0	0%	0	0%
24	普通船員	0	2,825	0	0%	0	0%	0	0%
25	潜水士	0	4,950	0	0%	0	0%	0	0%
26	潜水連絡員	0	3,413	0	0%	0	0%	0	0%
27	潜水送気員	0	3,388	0	0%	0	0%	0	0%
28	型わく工	0	3,138	0	0%	0	0%	0	0%
29	大工	0	3,088	0	0%	0	0%	0	0%
30	左官	1	3,338	3,221	96%	3,221	96%	3,221	96%
31	配管工	0	2,713	0	0%	0	0%	0	0%
32	はつり工	1	3,025	2,613	86%	2,613	86%	2,613	86%
33	防水工	1	3,613	4,808	133%	4,808	133%	4,808	133%
34	板金工	6	3,363	3,125	93%	3,125	93%	3,125	93%
35	タイル工	0	2,763	0	0%	0	0%	0	0%
36	サッシ工	8	3,088	2,722	88%	3,545	115%	3,037	98%
37	内装工	0	3,338	0	0%	0	0%	0	0%
38	ガラス工	9	3,000	2,669	89%	6,015	201%	3,334	111%
39	建具工	7	2,938	2,548	87%	2,884	98%	2,629	89%
40	ダクト工	0	2,650	0	0%	0	0%	0	0%
41	保温工	0	2,688	0	0%	0	0%	0	0%
42	建築ブロック工	6	2,850	2,464	86%	4,575	161%	3,065	108%
43	設備機械工	0	2,725	0	0%	0	0%	0	0%
44	交通誘導警備員 A	2	1,775	1,651	93%	1,775	100%	1,713	97%
45	交通誘導警備員 B	2	1,538	1,390	90%	1,479	96%	1,435	93%

(3) 工事請負契約 令和元年度契約分 ※令和2年8月現在

No.	職種	従事者数(人)	R元 設計労務単価 (A)	最低		最高		平均	
				時給(B)	(B)/(A)	時給(C)	(C)/(A)	時給(D)	(D)/(A)
1	特殊作業員	5	3,025	2,969	98%	3,856	127%	3,414	113%
2	普通作業員	0	2,638	0	0%	0	0%	0	0%
3	軽作業員	0	1,888	0	0%	0	0%	0	0%
4	造園工	0	2,650	0	0%	0	0%	0	0%
5	法面工	0	3,350	0	0%	0	0%	0	0%
6	とび工	0	3,375	0	0%	0	0%	0	0%
7	石工	0	3,413	0	0%	0	0%	0	0%
8	ブロック工	0	3,163	0	0%	0	0%	0	0%
9	電工	0	3,188	0	0%	0	0%	0	0%
10	鉄筋工	0	3,400	0	0%	0	0%	0	0%
11	鉄骨工	0	3,175	0	0%	0	0%	0	0%
12	塗装工	0	3,488	0	0%	0	0%	0	0%
13	溶接工	0	3,738	0	0%	0	0%	0	0%
14	運転手(特殊)	0	2,975	0	0%	0	0%	0	0%
15	運転手(一般)	0	2,463	0	0%	0	0%	0	0%
16	潜かん工	0	3,713	0	0%	0	0%	0	0%
17	潜かん世話役	0	4,388	0	0%	0	0%	0	0%
18	さく岩工	0	3,700	0	0%	0	0%	0	0%
19	橋りょう特殊工	0	3,713	0	0%	0	0%	0	0%
20	橋りょう塗装工	0	3,850	0	0%	0	0%	0	0%
21	橋りょう世話役	0	4,250	0	0%	0	0%	0	0%
22	土木一般世話役	1	3,075	4,167	136%	4,167	136%	4,167	136%
23	高級船員	0	3,638	0	0%	0	0%	0	0%
24	普通船員	0	2,875	0	0%	0	0%	0	0%
25	潜水士	0	5,063	0	0%	0	0%	0	0%
26	潜水連絡員	0	3,488	0	0%	0	0%	0	0%
27	潜水送気員	0	3,463	0	0%	0	0%	0	0%
28	型わく工	0	3,213	0	0%	0	0%	0	0%
29	大工	0	3,163	0	0%	0	0%	0	0%
30	左官	0	3,413	0	0%	0	0%	0	0%
31	配管工	0	2,863	0	0%	0	0%	0	0%
32	はつり工	0	3,100	0	0%	0	0%	0	0%
33	防水工	0	3,700	0	0%	0	0%	0	0%
34	板金工	0	3,438	0	0%	0	0%	0	0%
35	タイル工	0	2,850	0	0%	0	0%	0	0%
36	サッシ工	0	3,163	0	0%	0	0%	0	0%
37	内装工	0	3,413	0	0%	0	0%	0	0%
38	ガラス工	0	3,075	0	0%	0	0%	0	0%
39	建具工	0	3,038	0	0%	0	0%	0	0%
40	ダクト工	0	2,788	0	0%	0	0%	0	0%
41	保温工	0	2,825	0	0%	0	0%	0	0%
42	建築ブロック工	0	2,925	0	0%	0	0%	0	0%
43	設備機械工	0	2,875	0	0%	0	0%	0	0%
44	交通誘導警備員 A	5	1,900	1,732	91%	1,992	105%	1,859	98%
45	交通誘導警備員 B	14	1,650	1,450	88%	2,067	125%	1,680	102%

(4) 工事請負契約 令和2年度契約分 ※令和2年8月現在

No.	職種	従事者数(人)	R2 設計労務単価 (A)	最低		最高		平均	
				時給(B)	(B)/(A)	時給(C)	(C)/(A)	時給(D)	(D)/(A)
1	特殊作業員	0	3,075	0	0%	0	0%	0	0%
2	普通作業員	0	2,688	0	0%	0	0%	0	0%
3	軽作業員	0	1,925	0	0%	0	0%	0	0%
4	造園工	0	2,650	0	0%	0	0%	0	0%
5	法面工	0	3,388	0	0%	0	0%	0	0%
6	とび工	0	3,413	0	0%	0	0%	0	0%
7	石工	0	3,413	0	0%	0	0%	0	0%
8	ブロック工	0	3,163	0	0%	0	0%	0	0%
9	電工	1	3,188	2,774	87%	0	0%	2,774	87%
10	鉄筋工	0	3,450	0	0%	0	0%	0	0%
11	鉄骨工	0	3,213	0	0%	0	0%	0	0%
12	塗装工	0	3,538	0	0%	0	0%	0	0%
13	溶接工	0	3,775	0	0%	0	0%	0	0%
14	運転手(特殊)	0	3,025	0	0%	0	0%	0	0%
15	運転手(一般)	0	2,513	0	0%	0	0%	0	0%
16	潜かん工	0	3,750	0	0%	0	0%	0	0%
17	潜かん世話役	0	4,438	0	0%	0	0%	0	0%
18	さく岩工	0	3,738	0	0%	0	0%	0	0%
19	橋りょう特殊工	0	3,750	0	0%	0	0%	0	0%
20	橋りょう塗装工	0	3,900	0	0%	0	0%	0	0%
21	橋りょう世話役	0	4,300	0	0%	0	0%	0	0%
22	土木一般世話役	0	3,088	0	0%	0	0%	0	0%
23	高級船員	0	3,650	0	0%	0	0%	0	0%
24	普通船員	0	2,888	0	0%	0	0%	0	0%
25	潜水士	0	5,125	0	0%	0	0%	0	0%
26	潜水連絡員	0	3,538	0	0%	0	0%	0	0%
27	潜水送気員	0	3,513	0	0%	0	0%	0	0%
28	型わく工	0	3,250	0	0%	0	0%	0	0%
29	大工	0	3,200	0	0%	0	0%	0	0%
30	左官	0	3,463	0	0%	0	0%	0	0%
31	配管工	7	2,863	2,491	87%	0	0%	2,491	87%
32	はつり工	0	3,138	0	0%	0	0%	0	0%
33	防水工	0	3,738	0	0%	0	0%	0	0%
34	板金工	0	3,488	0	0%	0	0%	0	0%
35	タイル工	0	2,925	0	0%	0	0%	0	0%
36	サッシ工	0	3,200	0	0%	0	0%	0	0%
37	内装工	0	3,463	0	0%	0	0%	0	0%
38	ガラス工	0	3,113	0	0%	0	0%	0	0%
39	建具工	0	3,113	0	0%	0	0%	0	0%
40	ダクト工	1	2,788	2,426	87%	0	0%	2,426	87%
41	保温工	0	2,838	0	0%	0	0%	0	0%
42	建築ブロック工	0	3,000	0	0%	0	0%	0	0%
43	設備機械工	0	2,875	0	0%	0	0%	0	0%
44	交通誘導警備員 A	0	1,938	0	0%	0	0%	0	0%
45	交通誘導警備員 B	0	1,688	0	0%	0	0%	0	0%

※「配管工」「ダクト工」「保温工」「設備機械工」に回答したうちの1者は工事が未実施のため従事者数と最低時給、最高時給、平均時給が無回答である。☒

※「電工」「配管工」「ダクト工」に回答したうちの1者は従事者数、最低時給、平均時給に回答があり、最高時給は未回答である。

(5) 業務委託契約 ※令和2年8月現在

業務の区分	職種	従事者数 (人)	R2 賃金下限額 (A)	最低		最高		平均	
				時給(B)	(B)/(A)	時給(C)	(C)/(A)	時給(D)	(D)/(A)
(1)施設管理業務	設備点検保守	17	1,826	1,826	100%	1,920	105%	1,849	101%
	警備員	47	1,364	1,364	100%	1,500	110%	1,390	102%
	清掃員	32	1,113	1,113	100%	1,695	152%	1,207	108%
	受付	20	1,095	1,095	100%	1,200	110%	1,131	103%
	その他	24	1,095	1,100	100%	1,428	130%	1,215	111%
(2)給食調理業務	給食調理	21	1,095	1,117	102%	1,680	153%	1,292	118%
	その他	3	1,095	1,150	105%	1,150	105%	1,150	105%
(3)清掃業務 (公園等清掃・緑地帯維持管理)	清掃員	12	1,113	1,300	117%	1,850	166%	0	0%
	作業員	24	1,095	1,350	123%	2,186	200%	1,850	169%
	その他	28	1,095	1,095	100%	1,250	114%	1,250	114%
(4)廃棄物、資源等回収業務	作業員	12	1,095	1,129	103%	1,177	107%	1,153	105%
	運転手	20	1,095	1,158	106%	2,158	197%	1,476	135%
	その他	0	1,095	0	0%	0	0%	0	0%
(5)窓口、管理業務	窓口、管理業務	21	1,095	1,207	110%	2,242	205%	1,689	154%
	その他	15	1,095	1,150	105%	5,322	486%	2,018	184%

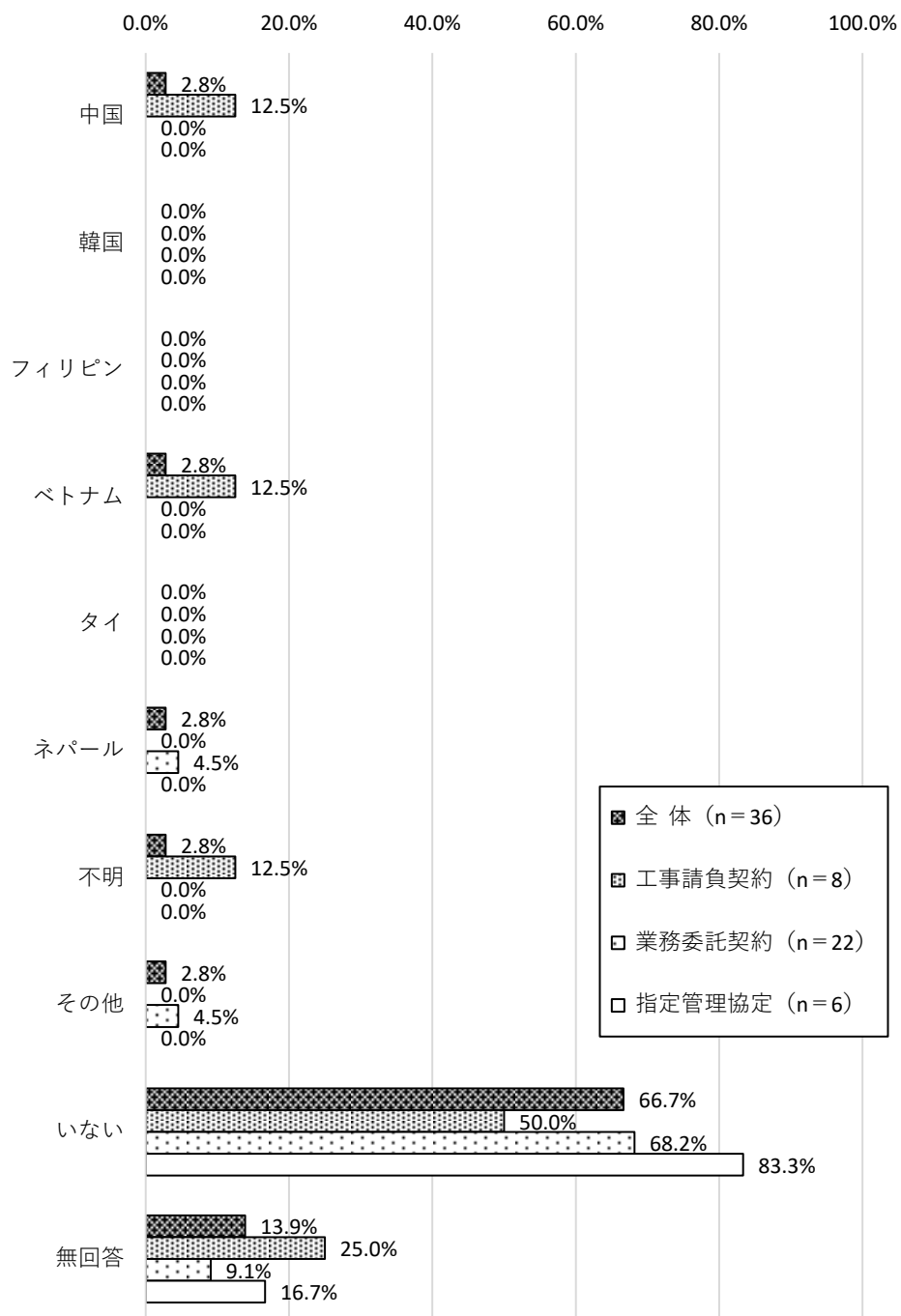
※(1)「その他」に回答した内の1者は、従事者数、最低時給の回答があるが、平均時給、最高時給は未回答である。
※(3)「清掃員」に回答した内の1者は、従事者数、最低時給、最高時給の回答があるが、平均時給は未回答である。
※(3)「作業員」に回答した内の1者は、従事者数、最低時給、最高時給の回答があるが、平均時給は未回答である。
※(3)「その他」に回答した内の1者は、従事者数、最低時給の回答があるが、平均時給、最高時給は未回答である。
※(4)「作業員」②「運転手」に回答した内の1者は、従事者数、最低時給の回答があるが、最高時給、平均時給は未回答である。

(6) 指定管理協定 ※令和2年8月現在

業務の区分	職種	従事者数 (人)	R2 賃金下限額 (A)	最低		最高		平均	
				時給(B)	(B)/(A)	時給(C)	(C)/(A)	時給(D)	(D)/(A)
施設管理業務等 (窓口・清掃・廃棄物処理を含む)	設備点検保守	13	1,826	1,125	62%	2,609	143%	1,757	96%
	警備員	20	1,364	1,014	74%	1,600	117%	1,295	95%
	清掃員	22	1,113	1,013	91%	1,428	128%	1,158	104%
	受付	18	1,095	1,020	93%	1,463	134%	1,116	102%
	作業員	0	1,095	0	0%	0	0%	0	0%
	運転手	0	1,095	0	0%	0	0%	0	0%
	窓口、管理業務	176	1,095	1,013	93%	3,741	342%	1,628	149%
	その他	10	1,095	1,100	100%	2,650	242%	1,641	150%
介護業務(支援員等を含む)	生活相談員	9	1,095	1,762	161%	2,145	196%	1,987	181%
	看護師	25	1,471	1,481	101%	2,654	180%	2,044	139%
	保健師	0	1,471	0	0%	0	0%	0	0%
	介護職員	106	1,103	1,200	109%	2,280	207%	1,702	154%
	機能訓練指導員等	4	1,095	1,378	126%	1,778	162%	1,953	178%
専門業務	管理栄養士	2	1,095	1,789	163%	2,069	189%	1,929	176%
	栄養士・調理士	7	1,095	1,792	164%	2,476	226%	1,486	136%
	事務	1	1,095	2,239	204%	2,239	204%	2,239	204%

16. 業務従事者の日本国籍以外の国籍

問 業務従事者の日本国籍以外の国籍を記入してください。



業務従事者の日本国籍以外の国籍を〈全体〉でみると、「中国」、「ベトナム」、「ネパール」が2.8%となっており、「いない」は66.7%となっている。

Ⅲ 使用した調査票

1. 工事請負契約

千代田区公契約条例に係るアンケート調査（工事）

問1 公契約条例が適用される従事者等の範囲や賃金下限額など、従事者等へ周知すべき事項について、どのような手法で周知しましたか。（○はいくつでも）

- | |
|----------------------|
| 1 事業所や現場に掲示することで周知した |
| 2 各従事者に個別に書面で周知した |
| 3 口頭により説明し、周知した |
| 4 その他（具体的に _____） |

問2 公契約条例の周知にあたって周知カード（別紙見本・区が作成して受注者へ送付。従事者受領時、別紙確認書への署名）による周知方法を導入していますが、これはポスターやチラシに比べて事務の負担はどの程度ですか。（○は1つ）

- | | | |
|------------|--------|---------|
| 1 あまり変わらない | 2 やや負担 | 3 かなり負担 |
|------------|--------|---------|

問3 従事者等から、公契約条例に関すること（賃金・従事者の範囲等）で相談や問い合わせを受けたことがありましたか。（○は1つ）

- | | |
|--------|-------|
| 1 なかった | 2 あった |
|--------|-------|

「2 あった」とお答えの方は、具体的に内容を記載してください。

問4 公契約条例が適用され、労務台帳等の作成などの事務は負担になっていますか。（○は1つ）

- | | | |
|------------|--------|---------|
| 1 あまり変わらない | 2 やや負担 | 3 かなり負担 |
|------------|--------|---------|

問4-1 令和2年度から全員分の労務台帳の作成を毎月から四半期毎（それ以外の月は新規従事者のみ）に変更しましたが、事務負担は軽減されましたか。（○は1つ）

- | | | |
|------------|--------|---------|
| 1 あまり変わらない | 2 やや軽減 | 3 かなり軽減 |
|------------|--------|---------|

問5 事務負担の軽減のためにどのような方法が適当ですか。（○はいくつでも）

- | | | |
|--------------|--------------|-----------|
| 1 労務台帳作成月の削減 | 3 給与台帳等による代替 | 5 その他 |
| 2 労務台帳提出回数削減 | 4 周知方法の簡略化 | (_____) |

問6 公契約条例の適用を受け、賃金下限額を下回らないように賃金を上げた従事者はいましたか。（○は1つ）

- | | |
|-------------|-------|
| 1 いた → 6-1へ | 2 いない |
|-------------|-------|

(問6で「1 いた」とお答えの方に)

問6-1 賃金を上げた従事者がいた場合、全体の従事者の何割に相当しますか。(○は1つ)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 1割未満 | 3 3割以上、5割未満 |
| 2 1割以上、3割未満 | 4 5割以上 |

問7 公契約条例は、従事者の労働意欲の向上に効果があったと思いますか。(○は1つ)

- | | | |
|--------|----------|-------------|
| 1 そう思う | 2 そう思わない | 3 どちらともいえない |
|--------|----------|-------------|

問8 事業が公契約条例対象案件となったことで、今後、従事者の労働条件が改善し、従事者の生活安定に結び付くと思われますか。(○は1つ)

- | | | |
|--------|----------|-------------|
| 1 そう思う | 2 そう思わない | 3 どちらともいえない |
|--------|----------|-------------|

問9 下請負者(協力会社)の従事者の社会保険の加入はどのような方法で確認していますか。
(○はいくつでも)

- | |
|----------------------|
| 1 公契約条例労務台帳で確認している |
| 2 加入届・保険料領収書等で確認している |
| 3 口頭で確認している |
| 4 給与台帳等で確認している |
| 5 その他(具体的に) |

問10 一人親方となっている従事者の社会保険の加入の必要の有無はどのような方法で確認していますか。(ご自由にご記載ください。)

--

問11 その他、千代田区公契約条例に関してご意見・ご要望等ございましたら、ご自由にご記載ください。

--

ご協力ありがとうございました。

賃金実態等に関する設問(工事請負契約)

1. 下記の表中に該当する従事者の人数、時給を記入してください。

※下請負者を含む全ての従事者の令和2年8月時点のデータを記入してください。

No.	職種	従事者数 (人)	時給(円)		
			最低	最高	平均
1	特殊作業員				
2	普通作業員				
3	軽作業員				
4	造園工				
5	法面工				
6	とび工				
7	石工				
8	ブロック工				
9	電工				
10	鉄筋工				
11	鉄骨工				
12	塗装工				
13	溶接工				
14	運転手(特殊)				
15	運転手(一般)				
16	潜かん工				
17	潜かん世話役				
18	さく岩工				
19	橋りょう特殊工				
20	橋りょう塗装工				
21	橋りょう世話役				
22	土木一般世話役				
23	高級船員				
24	普通船員				
25	潜水士				
26	潜水連絡員				
27	潜水送気員				

2. 業務委託契約

千代田区公契約条例に係るアンケート調査（委託）

問1 公契約条例が適用される従事者等の範囲や賃金下限額など、従事者等へ周知すべき事項について、どのような手法で周知しましたか。（○はいくつでも）

- | |
|----------------------|
| 1 事業所や現場に掲示することで周知した |
| 2 各従事者に個別に書面で周知した |
| 3 口頭により説明し、周知した |
| 4 その他（具体的に _____） |

問2 公契約条例の周知にあたって周知カード（別紙見本・区が作成して受注者へ送付。従事者受領時、別紙確認書への署名）による周知方法を導入していますが、これはポスターやチラシに比べて事務の負担はどの程度ですか。（○は1つ）

- | | | |
|------------|--------|---------|
| 1 あまり変わらない | 2 やや負担 | 3 かなり負担 |
|------------|--------|---------|

問3 従事者等から、公契約条例に関すること（賃金・従事者の範囲等）で相談や問い合わせを受けたことがありましたか。（○は1つ）

- | | |
|--------|-------|
| 1 なかった | 2 あった |
|--------|-------|

「2 あった」とお答えの方は、具体的に内容を記載してください。

問4 公契約条例が適用され、労務台帳等の作成などの事務は負担になっていますか。（○は1つ）

- | | | |
|------------|--------|---------|
| 1 あまり変わらない | 2 やや負担 | 3 かなり負担 |
|------------|--------|---------|

問4-1 令和2年度から全員分の労務台帳の作成を毎月から四半期毎（それ以外の月は新規従事者のみ）に変更しましたが、事務負担は軽減されましたか。（○は1つ）

- | | | |
|------------|--------|---------|
| 1 あまり変わらない | 2 やや軽減 | 3 かなり軽減 |
|------------|--------|---------|

問5 事務負担の軽減のためにどのような方法が適当ですか。（○はいくつでも）

- | | | |
|--------------|--------------|-----------|
| 1 労務台帳作成月の削減 | 3 給与台帳等による代替 | 5 その他 |
| 2 労務台帳提出回数削減 | 4 周知方法の簡略化 | (_____) |

問6 公契約条例の適用を受け、賃金下限額を下回らないように賃金を上げた従事者はいましたか。（○は1つ）

- | | |
|-------------|-------|
| 1 いた → 6-1へ | 2 いない |
|-------------|-------|

(問6で「1 いた」とお答えの方に)

問6-1 賃金を上げた従事者がいた場合、全体の従事者の何割に相当しますか。(○は1つ)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 1割未満 | 3 3割以上、5割未満 |
| 2 1割以上、3割未満 | 4 5割以上 |

問7 公契約条例は、従事者の労働意欲の向上に効果があったと思いますか。(○は1つ)

- | | | |
|--------|----------|-------------|
| 1 そう思う | 2 そう思わない | 3 どちらともいえない |
|--------|----------|-------------|

問8 事業が公契約条例対象案件となったことで、今後、従事者の労働条件が改善し、従事者の生活安定に結び付くと思われますか。(○は1つ)

- | | | |
|--------|----------|-------------|
| 1 そう思う | 2 そう思わない | 3 どちらともいえない |
|--------|----------|-------------|

問9 下請負者(協力会社)の従事者の社会保険の加入はどのような方法で確認していますか。
(○はいくつでも)

- | |
|----------------------|
| 1 公契約条例労務台帳で確認している |
| 2 加入届・保険料領収書等で確認している |
| 3 口頭で確認している |
| 4 給与台帳等で確認している |
| 5 その他(具体的に) |

問10 適用案件に従事する従事者の人数や構成は、昨年度と比較して変動していますか。

① 従事者の人数 (○は1つ)

- | | | |
|------------|------------|---------|
| 1 概ね増加している | 2 概ね減少している | 3 変わらない |
|------------|------------|---------|

② 従事者の構成 (○は1つ)

- | | |
|----------------|--------------|
| 1 若年層増加、高齢者層減少 | 3 概ね変わらない |
| 2 若年層減少、高齢者増加 | 4 その他(具体的に) |

問11 その他、千代田区公契約条例に関してご意見・ご要望等ございましたら、ご自由にご記載ください。

--

ご協力ありがとうございました。

賃金実態等に関する設問(業務委託契約)

1. 下記の表中に該当する業務を担当している従事者の人数、時給を記入してください。

※下請負者を含む全ての従事者の令和2年8月時点のデータを記入してください。

業務の区分 ※1	職種 ※2	従事者数 (人)	時給(円) ※3		
			最低	最高	平均
(1)施設管理業務	設備点検保守				
	警備員				
	清掃員				
	受付				
	その他				
(2)給食調理業務	給食調理				
	配膳員				
	その他				
(3)清掃業務 (公園等清掃・緑地帯維持管理)	清掃員				
	作業員				
	その他				
(4)廃棄物、資源等回収業務	作業員				
	運転手				
	その他				
(5)窓口、管理業務	窓口、管理業務				
	その他				

※1 業務の区分について

1 件の委託業務に「清掃業務」と「窓口、管理業務」が含まれるなど、複数の業務が存在する場合は、それぞれの業務に該当する職種の人数、時給のデータを記入してください。

※2 職種について

「作業員」と「運転手」を兼ねているなど、一人で複数の職種を兼任している場合は主に従事している方の職種を記入してください。

※3 賃金について

1 時間当たりの賃金は、「公契約条例労務台帳」の作成と同じ方法で算定してください。

参考 公契約条例に基づく令和2年度の賃金下限額 裏面のとおり

2. 業務従事者の国籍を記入してください。(該当するものに○をつけ国籍を記入してください)

- 1.中国 2.韓国 3.フィリピン 4.ベトナム 5.タイ 6.ネパール
 7.不明 8.その他 (・ ・)
 9.いない

令和２年度 職種別賃金下限額

(１時間当たり)

職種	賃金下限額
警備員	1,364円
保全管理員	1,826円
清掃員	1,113円
介護職	1,103円
栄養士	1,431円
保健師	1,471円
看護師	1,471円
上記以外	1,095円

3. 指定管理協定

千代田区公契約条例に係るアンケート調査（指定管理）

問1 公契約条例が適用される従事者等の範囲や賃金下限額など、従事者等へ周知すべき事項について、どのような手法で周知しましたか。（○はいくつでも）

- | |
|----------------------|
| 1 事業所や現場に掲示することで周知した |
| 2 各従事者に個別に書面で周知した |
| 3 口頭により説明し、周知した |
| 4 その他（具体的に _____） |

問2 公契約条例の周知にあたって周知カード（別紙見本・区が作成して受注者へ送付。従事者受領時、別紙確認書への署名）による周知方法を導入していますが、これはポスターやチラシに比べて事務の負担はどの程度ですか。（○は1つ）

- | | | |
|------------|--------|---------|
| 1 あまり変わらない | 2 やや負担 | 3 かなり負担 |
|------------|--------|---------|

問3 従事者等から、公契約条例に関すること（賃金・従事者の範囲等）で相談や問い合わせを受けたことがありましたか。（○は1つ）

- | | |
|--------|-------|
| 1 なかった | 2 あった |
|--------|-------|

「2 あった」とお答えの方は、具体的に内容を記載してください。

問4 公契約条例が適用され、労務台帳等の作成などの事務は負担になっていますか。（○は1つ）

- | | | |
|------------|--------|---------|
| 1 あまり変わらない | 2 やや負担 | 3 かなり負担 |
|------------|--------|---------|

問4-1 令和2年度から全員分の労務台帳の作成を毎月から四半期毎（それ以外の月は新規従事者のみ）に変更しましたが、事務負担は軽減されましたか。（○は1つ）

- | | | |
|------------|--------|---------|
| 1 あまり変わらない | 2 やや軽減 | 3 かなり軽減 |
|------------|--------|---------|

問5 事務負担の軽減のためにどのような方法が適当ですか。（○はいくつでも）

- | | | |
|--------------|--------------|-----------|
| 1 労務台帳作成月の削減 | 3 給与台帳等による代替 | 5 その他 |
| 2 労務台帳提出回数削減 | 4 周知方法の簡略化 | (_____) |

問6 公契約条例の適用を受け、賃金下限額を下回らないように賃金を上げた従事者はいましたか。（○は1つ）

- | | |
|-------------|-------|
| 1 いた → 6-1へ | 2 いない |
|-------------|-------|

(問6で「1 いた」とお答えの方に)

問6-1 賃金を上げた従事者がいた場合、全体の従事者の何割に相当しますか。(○は1つ)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 1割未満 | 3 3割以上、5割未満 |
| 2 1割以上、3割未満 | 4 5割以上 |

問7 公契約条例は、従事者の労働意欲の向上に効果があったと思いますか。(○は1つ)

- | | | |
|--------|----------|-------------|
| 1 そう思う | 2 そう思わない | 3 どちらともいえない |
|--------|----------|-------------|

問8 事業が公契約条例対象案件となったことで、今後、従事者の労働条件が改善し、従事者の生活安定に結び付くと思われますか。(○は1つ)

- | | | |
|--------|----------|-------------|
| 1 そう思う | 2 そう思わない | 3 どちらともいえない |
|--------|----------|-------------|

問9 下請負者(協力会社)の従事者の社会保険の加入はどのような方法で確認していますか。
(○はいくつでも)

- | |
|----------------------|
| 1 公契約条例労務台帳で確認している |
| 2 加入届・保険料領収書等で確認している |
| 3 口頭で確認している |
| 4 給与台帳等で確認している |
| 5 その他(具体的に) |

問10 適用案件に従事する従事者の人数や構成は、昨年度と比較して変動していますか。

① 従事者の人数 (○は1つ)

- | | | |
|------------|------------|---------|
| 1 概ね増加している | 2 概ね減少している | 3 変わらない |
|------------|------------|---------|

② 従事者の構成 (○は1つ)

- | | |
|----------------|--------------|
| 1 若年層増加、高齢者層減少 | 3 概ね変わらない |
| 2 若年層減少、高齢者増加 | 4 その他(具体的に) |

問11 その他、千代田区公契約条例に関してご意見・ご要望等ございましたら、ご自由にご記載ください。

--

ご協力ありがとうございました。

賃金実態等に関する設問(指定管理協定)

1. 下記の表中に該当する業務を担当している従事者の人数、時給を記入してください。

※下請負者を含む全ての従事者の令和2年8月時点のデータを記入してください。

指定管理業務の区分	職種 ※1	従事者数 (人)	時給(円) ※2		
			最低	最高	平均
施設管理業務等 (窓口・清掃・廃棄物処理を含む)	設備点検保守				
	警備員				
	清掃員				
	受付				
	作業員				
	運転手				
	窓口、管理業務				
	その他				
介護業務(支援員等を含む)	生活相談員				
	看護師				
	保健師				
	介護職員				
	機能訓練指導員等				
専門業務					
(栄養士・調査員・学芸員 等を記載してください。)					

※1 職種について

「作業員」と「運転手」を兼ねているなど、一人で複数の職種を兼任している場合は主に従事している方の職種を記入してください。

※2 賃金について

1時間当たりの賃金は、「公契約条例労務台帳」の作成と同じ方法で算定してください。

参考 公契約条例に基づく令和2年度の賃金下限額 裏面のとおり

2. 業務従事者の国籍を記入してください。(該当するものに○をつけ国籍を記入してください)

- 1.中国 2.韓国 3.フィリピン 4.ベトナム 5.タイ 6.ネパール
 7.不明 8.その他 (・ ・)
 9.いない

令和 2 年度 職種別賃金下限額

(1 時間当たり)

職種	賃金下限額
警備員	1,364円
保全管理員	1,826円
清掃員	1,113円
介護職	1,103円
栄養士	1,431円
保健師	1,471円
看護師	1,471円
上記以外	1,095円